

事由	退職
記入例番号	4
ケース	6月から12月末の間に退職。本人から翌年5月までの未徴収税額一括徴収希望あり。
異動後の未徴収税額	一括徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

		年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
所在地		〒 ×××-××××		特別徴収義務者 指定番号	6012345
フリガナ		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		宛名番号	1234
氏名又は名称		〇〇商事株式		担連 所属	総務課 給与係
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 1 2 3 4 1 2 3		担連 所属	田中 花子
生 日		S 33 年 6 月 9 日		異動後の未徴収 税額の徴収方法	5-6789 内線 (123)
受給者番号		12345		1. 特別徴収継続	
1月1日現在の住所		吉野ヶ里町〇〇△△△△番地		2. 一括徴収	
異動後住所		□□市□□町□□番地		3. 普通徴収 (本人納付)	
特別徴収税額 (年税額)		(ア) 140,000 円	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	
徴収開始月		6 月から	徴収終了月	9 月から	
徴収終了月		8 月まで	未徴収税額	5 月まで	
未徴収税額		35,600 円	一括徴収税額	104,400 円	
退職後		×× 年 1 月 1 日		1. 退職・長 2. 転職・長期 3. 休職・不定期 4. 死 5. 支払少額・解散 6. 合併・その他 7. その他 (事由・理由)	

給与支払報告書に記載した事業
 所内で従業員のかを管理・特定
 するための番号を記入。
 特にない場合は、空欄。

退職後に出国(帰国)される場合
 は、給与から差し引けなくなる未
 徴収税額を可能な限り一括徴収し
 てください。

1. 特別徴収	課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。	番号	
2. 一括徴収の場合	一括で徴収した税額を納入する月を記入。 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務付けられています。(ただし、給与や退職金が少なく控除できない場合は、普通徴収に切替)	氏名又は名称	
		担 当 者	
		所 属	
		氏 名	
		電 話	
		内 線 ()	

理由	1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	9 月 20 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	104,400 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。	※市町村記入欄
(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)	
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)	
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)	
↑	
一括徴収税額(納入額と同額)	